

添付書類

令和4年度
(第7期事業年度)

監 事 監 査 報 告

独立行政法人自動車技術総合機構

令和4事業年度監事監査報告

令和5年6月21日

独立行政法人自動車技術総合機構
理事長 木村 隆秀 殿

独立行政法人自動車技術総合機構

監事 中村 卓之

監事 亀井 純子

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「自動車機構」という。）の令和4事業年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

【令和4事業年度監事監査報告】

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議（総合技術戦略本部会合、契約監視委員会、内部統制委員会、検査業務適正化推進本部会合等）に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本部、交通安全環境研究所及び地方検査部・事務所（中部検査部等10箇所）において業務、財産の状況及び国土交通大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保す

るための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備・運用状況等について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1. 本部及び交通安全環境研究所並びに地方検査部・事務所の監査結果

総体的には、概ね適正に業務運営が図られ、かつ、会計処理が適正に執行されていたものと認められたが、一部に以下のような改善又は検討を必要とする事項が認められた。

(1) 本部及び交通安全環境研究所

- ① 職員の就業状況について、管理職員が各所属職員のパソコンの電源オフ時間を確認するよう指示されているが、適切に確認されていない事例があったこと。
- ② 「時間外及び休日勤務等に関する協定」に定める時間外労働時間の上限を超えて、時間外勤務を行った職員がいたこと。

(2) 地方検査部・事務所

- ① 契約事務において、予定価格調書が作成されていない事例や、入札価格が基準価格未満であるにもかかわらず低入札価格調査を実施していない事例があったこと。
- ② 検査場に設置されている高度化施設の端末の使用において、「独立行政法人自動車技術総合機構情報セキュリティポリシー」に定められた管理が適切に行われていない事例があったこと。
- ③ 並行輸入自動車、改造自動車等に係る事前審査書面について、届出書類の一部不備、記載漏れとなっていた事例があったこと。
- ④ 現車審査作業における外観検査や下回り検査において、安全作業マニュアルに定められた作業方法に従っていない事例があったこと。

2. 財務諸表等についての意見

財務諸表は、独立行政法人会計基準並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政コストの状況を適正に表示しているものと認められる。

決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認められる。

また、会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は、相当であると認められる。

3. 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認められる。

Ⅲ 自動車機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

国からの依頼を受けて、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査業務を審査事務規程に基づいて適切に実施するとともに、国が行う自動車等の陸上交通に係る施策立案、基準策定のための試験研究を行い、公正・中立なデータに基づき技術的な支援を行っている。また、国の施策に対して自動車機構が一体となって貢献を行っていくため、自動車機構内に設置した総合技術戦略本部において統合による効果の効率的な創出とその効果の最大化に向けて取り組んでいる。

令和4年度においては、国内外の大学、研究機関と協力しつつ、保有する試験設備や研究者の知見を活用した共同研究を多数実施するとともに、自動車等の陸上交通に係る安全の確保、環境の保全等の基準策定に資する調査・研究を積極的にを行い、関連する検討会やワーキンググループへ参画するほか、「カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（令和3年6月18日閣議決定）等の政府目標の実現に向けた試験研究を受託するなど、国の施策立案に大いに貢献した。

また、令和6年10月から始まるOBD検査に関して、OBD検査を実施するために必要なシステム等の設計・開発を着実に実施するとともに、政府のDX施策（手数料のキャッシュレス化、電子車検証）に対応するためのシステム改修を適宜実施した。

このように、自動車機構の業務全般的には中期目標の着実な達成に向けて、令和4年度計画を効果的かつ効率的に実施していると認められた。

そのほか、令和3年度に発生した検査機器設定不備による誤判定事案の再

発防止対策として、検査結果を管理するシステムのアラート機能を充実させる改修を行い、これを運用していたところ、誤判定に至る事案を未然に防止することができたことが確認された。誤判定事案を根絶することは、的確で厳正かつ公正な自動車の審査業務を担う自動車技術総合機構にとって、最も重要なミッションであることから、監事としても引き続き主要事項として重点的に注視することとしている。

IV 自動車機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他自動車機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

内部統制については、本部・交通安全環境研究所の役職員及び内部統制の推進に関する規程に基づく内部統制推進責任者に対する内部統制に関するセミナーの開催、理事長巡視、内部監査、地方検査部による調査・指導の実施、内部統制にかかる各種規程に基づく委員会（内部統制委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会及び検査業務適正化推進本部会合）の開催等により、内部統制の充実が図られた。

特に、理事長巡視における職員との意見交換で提起された職場内の課題について、本部が積極的に改善策を検討したり、職員からの業務改善提案等を表彰する機会を倍増したりするなど、E S (Employee (従業員) Satisfaction (満足)) の向上を図ることで、内部統制が強化されているように感じられた。

また、令和3年度の「不当要求排除決意の日」の設定にとどまらず、理事長自らが所轄警察署を訪問し、警察との複層的関係構築に努めるなど、過去の不適切事案を風化させない新たな取り組みが展開されたことは効果的と認められる。内部統制システムを有効に機能させていくためには各階層組織が内部統制における役割を認識・理解して、確実に責任を果たしていくことが重要であることから、引き続き、内部統制の更なる浸透に取り組んでいくことが望まれる。

V 自動車機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実について

該当する事項は認められない。

VI 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

監査の実施において関係者の積極的な協力が得られており、該当事項はな

い。

Ⅶ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

独立行政法人見直しに関する閣議決定事項への対応について、役職員の給与水準は国に準拠した基準であり、ラスパイレス指数も100以下となっており適正水準で運用されていると認められる。また、入札・契約の合理化については調達合理化計画に基づいて透明性及び外部性を確保し取り組んでいると認められる。

－ 以 上 －